

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律
の一部を改正する法律案要綱

第一 労働基準法の女性保護規定の廃止の延期

労働基準法の時間外及び休日の労働並びに深夜業に係る女性保護規定を廃止する規定の施行期日を、平成十一年四月一日から平成十四年四月一日まで三年間延期するものとする。

第二 検討

政府は、平成十四年三月三十一日までの間において、労働者の福祉の増進の観点から、時間外及び休日の労働並びに深夜業に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の整備を行うものとする。